

## 甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

令和5年4月の「こども家庭庁」設置にかかる「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）」による児童福祉法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、上位法令と整合を図るため、甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 使用料及び利用者負担額を規定している別表中の主務大臣（厚生労働大臣）を改めることとします。

【別表関係】

(2) この条例は、上位法令の施行日に合わせ、令和5年4月1日から施行します。

【付則関係】

### 3 その他

(1) 全国一律の制度に関する法令の改正に伴う所要事項を改正するものであり、形式的改正であることから事務及び予算に関して影響はありません。